

各 位

会社名 株式会社さいか屋  
 代表者 代表取締役社長 山野井 輝夫  
 (コード番号 8254 東証スタンダード市場)  
 問合せ先 取締役執行役員 中野 宏治  
 (TEL 046-822-8046)

### 支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスについて、支配株主等に関する事項は、以下の通りとなります。

#### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）またはその他の関係会社の商号等（2022年8月31日現在）

名称	属性	議決権所有割合（%）			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接 保有分	合算 対象分	計	
株式会社AFC-HDアムス ライフサイエンス	親会社	37.22	13.14	50.36	株式会社東京証券取引所 スタンダード市場

#### 2. 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス社（以下「AFC-HD社」という。）は、当社の議決権の50.36%を保有する親会社であります。当社とAFC-HD社は2021年4月16日に資本業務提携契約を締結し、相互の企業価値の向上を図っております。

当社は資本業務提携契約に基づき、AFC-HD社との緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、同社との関係で事業活動上の制約はなく、同社からの独立性は十分に確保されているものと認識しております。

人的関係については、2022年11月30日現在、AFC-HDグループ出身者3名が当社取締役として就任し、うち2名についてはAFC-HDグループ企業の役員を兼務しております。

（役員の内兼任状況）

役職	指名	親会社等またはそのグループ企業での役職	就任理由
代表 取締役 会長	浅山 忠彦	(株)AFC-HDアムスライフサイエンス 永世名誉会長 (株)エーエフシー 代表取締役会長	支援体制を一層強固にすることにより、経営体制の強化を図り、持続的成長と企業価値向上に繋げるため
取締役	浅山 雄彦	(株)AFC-HDアムスライフサイエンス 代表取締役会長 (株)エーエフシー 取締役副会長 杭州永遠愛生物科技有限公司董事長	企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を持続的成長と企業価値向上に繋げるため

### 3. 支配株主等との取引に関する事項

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱AFC-HD アムスライフサイエンス	静岡市駿河区	2,131,839	健康補助食品及び化粧品等の製造販売	(被所有)直接 37.22	資金の借入先、債務の保証、債務の被保証、役員の兼任	資金の借入(注)1	—	長期借入金	8,000,000
							支払利息	12,323	未払費用	4,175
							債務の保証(注)2	8,000,000	—	—
							債務の被保証(注)3	741,123	—	—
同一の親会社を持つ会社	㈱エーエフシー	静岡市駿河区	200,000	健康補助食品・化粧品及び自然食品等の販売	(被所有)間接 13.14	資金の借入先、商品の仕入先	資金の借入(注)1	—	長期借入金	625,000
							支払利息	968	未払費用	289
							商品の販売 商品の仕入(注)4	321 41,171	売掛金 買掛金	223 6,736
							固定資産の取得(注)5	2,729	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の借入については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 同社の銀行借入金に対する債務保証であり、取引金額は2022年8月31日現在の債務保証残高であります。なお債務保証にあたり資産の担保提供を行い、またこれに伴う保証料は発生しておりません。
3. 当社が発行した全国百貨店共通商品券の保全措置に係る債務の保証を受けております。なお、取引金額は2022年8月31日現在の債務保証残高であり、これに伴う保証料は発生しておりません。
4. 商品の仕入については、同社の原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
5. 固定資産の取得については、一般取引条件と同様に、提示された価格をもとに検討し、交渉のうえ決定しております。

#### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主との取引につきましては、個別交渉のうえ一般的な取引と同様に合理的な決定を行い、少数株主に不利益を与えることがないよう、適切に対応しております。

コーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について、その決定が恣意的に行われることがないよう、取締役会において審議する方針とし取引の公正性、妥当性を確保することで、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。本取引におきましても、その妥当性を検証したうえで合理的に決定しており、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

以上